

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）</p> <p>第八十条 法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>「一〇六 略」</p> <p>七   当該顧客に対し、簡潔な重要情報提供等を行い、かつ、法第三十七条の三第一項第三号から第七号までに掲げる事項（第四号口に規定する場合にあつては、同号の変更に係るものに限る。）について当該顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしている場合（当該顧客に対し契約締結前交付書面（上場有価証券等売買等に係る金融商品取引契約を締結しようとする場合にあつては契約締結前交付書面又は上場有価証券等書面、第四号口に規定する場合にあつては契約締結前交付書面又は契約変更書面。以下この号並びに第六項第二号及び第三号において同じ。）に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使</p>	<p>（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）</p> <p>第八十条 「同上」</p> <p>「一〇六 同上」</p> <p>「号を加える。」</p>

用して顧客の閲覧に供する方法により提供している場合において、次に掲げる要件の全てを満たすときに限り、当該顧客から契約締結前交付書面の交付の請求があつた場合を除く。）

イ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項を、当該顧客の使用に係る電子計算機の映像面において、当該顧客にとって見やすい箇所の前条に規定する方法に準じて表示されるようにしていること（当該閲覧に供する方法が第五十六条第二項第一号に掲げる基準に適合するものである場合を除く。）。

ロ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することができる状態に置く措置がとられていること。

八〕 「略」

2 法第三十四条の二第四項、令第十五条の二十二並びに第五十六条及び第五十七条の規定は、前項第一号の規定による上場有価証券等書面の交付及び同項第四号ロの規定による契約変更書面の交付について、法第二十七条の三十の九第一項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第二十三条の二、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）第十八条の二及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第三十二条の二の

七〕 「同上」

2 法第三十四条の二第四項及び令第十五条の二十二の規定並びに第五十六条の規定は、前項第一号の規定による上場有価証券等書面の交付、同項第三号の規定による書面の交付及び同項第四号ロの規定による契約変更書面の交付について準用する。

規定は前項第三号の規定による書面の交付について、それぞれ準用する。

〔3～5 略〕

6|| 第一項第七号の「簡潔な重要情報提供等」とは、次に掲げる事項を簡潔に記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供をし、これらの事項について説明をすること（第一号の質問例に基づく顧客の質問に対して回答をすることを含む。）をいう。

一 法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項（第一項第四号口に規定する場合にあっては、同号の変更に係るものに限る。）のうち金融商品取引契約の締結についての顧客の判断に資する主なものの概要及びこれに関する質問例

二 契約締結前交付書面に記載すべき事項の提供を受けるために必要な情報及び当該提供を受ける事項の内容を十分に読むべき旨

三 顧客から請求があるときは契約締結前交付書面を交付する旨

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第一百十条 「略」

〔2～7 略〕

8 法第三十四条の二第四項、令第十五条の二十二並びに第五十六条及び第五十七条の規定は、第一項第六号の規定による書面の交付について準用する。

〔3～5 同上〕

〔項を加える。〕

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第一百十条 「同上」

〔2～7 同上〕

8 法第三十四条の二第四項及び令第十五条の二十二の規定並びに第五十六条の規定は、第一項第六号の規定による書面の交付について準用する。

(禁止行為)

第一百七十七条 法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

「一〇二十四の五 略」

二十五 顧客（特定投資家を除く。）に対して、有価証券に係る次に掲げる書類（第二百七十五条第一項第十六号において「外国会社届出書等」という。）が英語により記載される旨の説明を行わず、又はその旨を記載した文書の交付（当該文書に記載すべき事項を第八十条第一項第五号又は第六号に規定する閲覧に供する方法に準じて提供することを含む。以下この号及び第二百七十五条第一項第十六号において同じ。）をしないで法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為（当該有価証券の買付け、当該有価証券の売付けの媒介、取次ぎ又は代理及び取引所金融商品市場又は外国金融商品市場における当該有価証券の売付けに係る委託の媒介、取次ぎ又は代理を除く。）及び同項第九号に掲げる行為を行うこと（当該行為の日前一年以内に当該顧客に当該説明を行い、かつ、当該文書の交付をした場合又は金融商品仲介業務の委託を行う登録金融機関若しくは金融商品仲介業者が当該顧客に当該説明を行い、かつ、当該文書の交付をした場合を除く。）。

「イ〇二 略」

ホ 企業内容等の開示に関する内閣府令第一条第十八号の四に規定する外国会社確認書

「ヘ〇リ 略」

(禁止行為)

第一百七十七条 「同上」

「一〇二十四の五 同上」

二十五 「同上」

「イ〇二 同上」

ホ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十八号の四に規定する外国会社確認書

「ヘ〇リ 同上」

〔二十六〇五十 略〕

〔2〇56 略〕

(定義)

第二百九十五条 〔略〕

2 〔略〕

3 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 資産証券化商品 法第二条第一項に規定する有価証券（同項第

一号、第二号、第六号、第七号、第九号から第十一号まで、第十六号、第十七号（同項第一号、第二号、第六号、第七号、第九号又は第十六号に掲げる証券又は証書の性質を有するものに限る。

以下この号において同じ。）第十九号、第二十号（同項第一号、第二号、第六号、第七号、第九号から第十一号まで、第十六号、第十七号又は第十九号に掲げる証券又は証書に係る権利を表示するものに限る。）及び第二十一号に掲げる有価証券（以下この号において「除外有価証券」という。）を除き、同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利（除外有価証券に係るもの及び同項第三号から第六号までに掲げる権利を除く。）を含む。第三百七条第三項において同じ。）又は資金の貸付けに係る債権であつて、次のイからホまでに掲げる要件のいずれかを満たすもの（次のヘからチまでに掲げる要件のいずれかを満たすものを除く。）をいう。

〔二十六〇五十 同上〕

〔2〇56 同上〕

(定義)

第二百九十五条 〔同上〕

2 〔同上〕

3 〔同上〕

一 〔同上〕

イ 次に掲げる要件を全て満たすもの

〔1〕・〔2〕 略

ロ 次に掲げる要件のいずれかを満たすもの

- (1) 信託法第三条第一号又は第三号に掲げる方法（外国の法令に基づく方法であつて、これらの方法に類するものを含む。）及び二(1)において同じ。）により原資産の信託がなされ、当該原資産の管理、運用又は処分を行うことにより得られる金銭をもつて、当該信託に係る信託受益証券等（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第一条第四号に規定する信託受益証券、同条第四号の二に規定する信託社債券、同条第四号の四に規定する外国貸付債権信託受益証券並びに法第二条第二項第一号及び第二号に掲げる権利をいう。以下ロ及び二(2)において同じ。）又は当該信託に係る資金の借入れ（当該信託受益証券等又は当該資金の借換えのために発行される信託受益証券等又は当該借換えのために行われる借入れを含む。）に係る債務の履行が行われること。

(2) 〔略〕

ハ 次に掲げる要件を全て満たすもの

〔1〕・〔2〕 略

ニ 次に掲げる要件を全て満たすもの

〔1〕・〔2〕 略

〔ホ〕チ 略

イ 次に掲げる要件をすべて満たすもの

〔1〕・〔2〕 同上

ロ 〔同上〕

- (1) 信託法第三条第一号又は第三号に掲げる方法（外国の法令に基づく方法であつて、これらの方法に類するものを含む。）及び二(1)において同じ。）により原資産の信託がなされ、当該原資産の管理、運用又は処分を行うことにより得られる金銭をもつて、当該信託に係る信託受益証券等（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十二号）第一条第四号に規定する信託受益証券、同条第四号の二に規定する信託社債券、同条第四号の四に規定する外国貸付債権信託受益証券並びに法第二条第二項第一号及び第二号に掲げる権利をいう。以下ロ及び二(2)において同じ。）又は当該信託に係る資金の借入れ（当該信託受益証券等又は当該資金の借換えのために発行される信託受益証券等又は当該借換えのために行われる借入れを含む。）に係る債務の履行が行われること。

(2) 〔同上〕

ハ 次に掲げる要件をすべて満たすもの

〔1〕・〔2〕 同上

ニ 次に掲げる要件をすべて満たすもの

〔1〕・〔2〕 同上

〔ホ〕チ 同上

備考 表中の「」の記載は注記である。	「二〇十略」	「二〇十同上」
--------------------	--------	---------